

平成30年度及び平成31年度の 後期高齢者医療保険料率について (案)

岩手県後期高齢者医療広域連合

平成30年2月7日現在

1 平成30年度及び31年度の保険料率算定の考え方

1 国の指針について

- ① 平成28・29年度に発生した剰余金については、収入に計上し、算定すること。
- ② 平成30年度の診療報酬改定分として、 $\Delta 1.19\%$ を反映し算定すること。
- ③ 保険料軽減特例の見直しや保険料限度額について、予定どおり見直しを行うものとして試算を行うこと。
- ④ 後期高齢者負担率について、 11.18% で算定すること。※注1

※注1 後期高齢者医療制度においては、後期高齢者医療の被保険者が保険料として負担する『後期高齢者負担率』は、現役世代人口の減少に伴って現役世代一人当たり支援金の負担が著しく増加しないよう、段階的に引き上げる仕組みとなっています（平成28・29年度 10.99%）。

【補足】今期改定(平成30・31年度)において、財政安定化基金を保険料増加抑制財源として活用できることとされていますが、次期改定時(平成32・33年度)において、活用できるかは現時点では不明です。

2 これまでの経緯及び今後の展望について

- ① 財政安定化基金は、平成27年度に約8億円の活用がありましたが、剰余金等の見込みを踏まえ、平成30年度以降の活用額については、引き続き県と協議を行っています。
- ② 平成30・31年度における被保険者の一人あたりの所得額は、 0.1% 台の増加が見込まれます。
- ③ 平成29年度末時点で、33億円の医療財政調整基金を見込むことができます。
- ④ 平成30年度の診療報酬改定により、医療給付費の伸びの鈍化が見込まれます。
- ⑤ 東日本大震災の被災者への一部負担金免除措置については、実施が決定している平成30年度までの費用を見込みます。

3 1、2を踏まえた算定についての考え方

- ① 保険料率の上昇を抑制し、可能であれば保険料率を据え置きます。
- ② ①の財源として、平成28・29年度に発生した剰余金・医療財政調整基金を保険料増加抑制財源として活用します。
- ③ ②のみで財源の不足が生じる場合は、財政安定化基金の一部を保険料増加抑制財源として活用するよう県と協議します。

2 保険料率の試算条件①

～被保険者数、医療給付費～

《試算条件》 保険料を検討する際の平成30・31年度の財政状況については、次の条件に基づいて見込みました。

内 訳(対前年度伸び率)	平成30年度	平成31年度
1 被保険者数伸び率	0.97%(被保険者数見込 216,131人)	0.73%(被保険者数見込 217,708人)
2 医療給付費伸び率	1.77%(給付費見込 152,837,775千円)	3.41%(給付費見込 158,056,841千円)

1 被保険者数伸び率の考え方

- ①年齢別人口に平成29年度以前3カ年の平均生存率を乗じて、75歳以上の人口を推計しました。
- ②障害認定被保険者数として、①の推計値に平成29年10月1日現在の割合(2.45%)を乗じて加えました。
- ③生活保護者数として、平成29年度以前3カ年の割合の平均1.44%を②の推計値から差し引きました。

2 医療給付費伸び率の考え方

- ①平成29年度の医療給付費は、10月診療分までは実績値を使用しました。11月以降においては、平成21年度から平成28年度までの伸び率(平成23年度(震災影響年)及び28年度(診療報酬改定)を除く。)の平均値をもとに算出しました。この結果、平成29年度の伸び率は(3.11%)となりました。
- ②平成21年度から平成28年度までの伸び率(平成23年度及び28年度を除く。)と、①で算出した平成29年度の伸び率の平均値をもとに、平成30年度以降の基本の伸び率を2.96%と算出しました。
- ③平成30年度は、診療報酬改定として、②の基本の伸び率から、 $\Delta 1.19\%$ (診療報酬本体+0.55%、薬価 $\Delta 1.65\%$ 、材料価格 $\Delta 0.09\%$)を差し引きました。(1.77%)
- ④平成31年度は、うるう年対応額として5億円分及び消費増税として2億円分を②の基本の伸び率に加えました。

3 保険料率の試算条件②

～一人当たり所得額、予定収納率～

《試算条件》 保険料を検討する際の平成30・31年度の財政については、次の試算条件に基づいて見込みました。

内 訳	平成30年度	平成31年度
3 一人当たり所得額伸び率 (対前年度伸び率)	0.10% (所得額見込:383,278円 前年度+383円)	0.12% (所得額:383,738円 前年度+460円)
4 予定収納率	99.50%	99.50%

3 一人当たり所得額伸び率の考え方

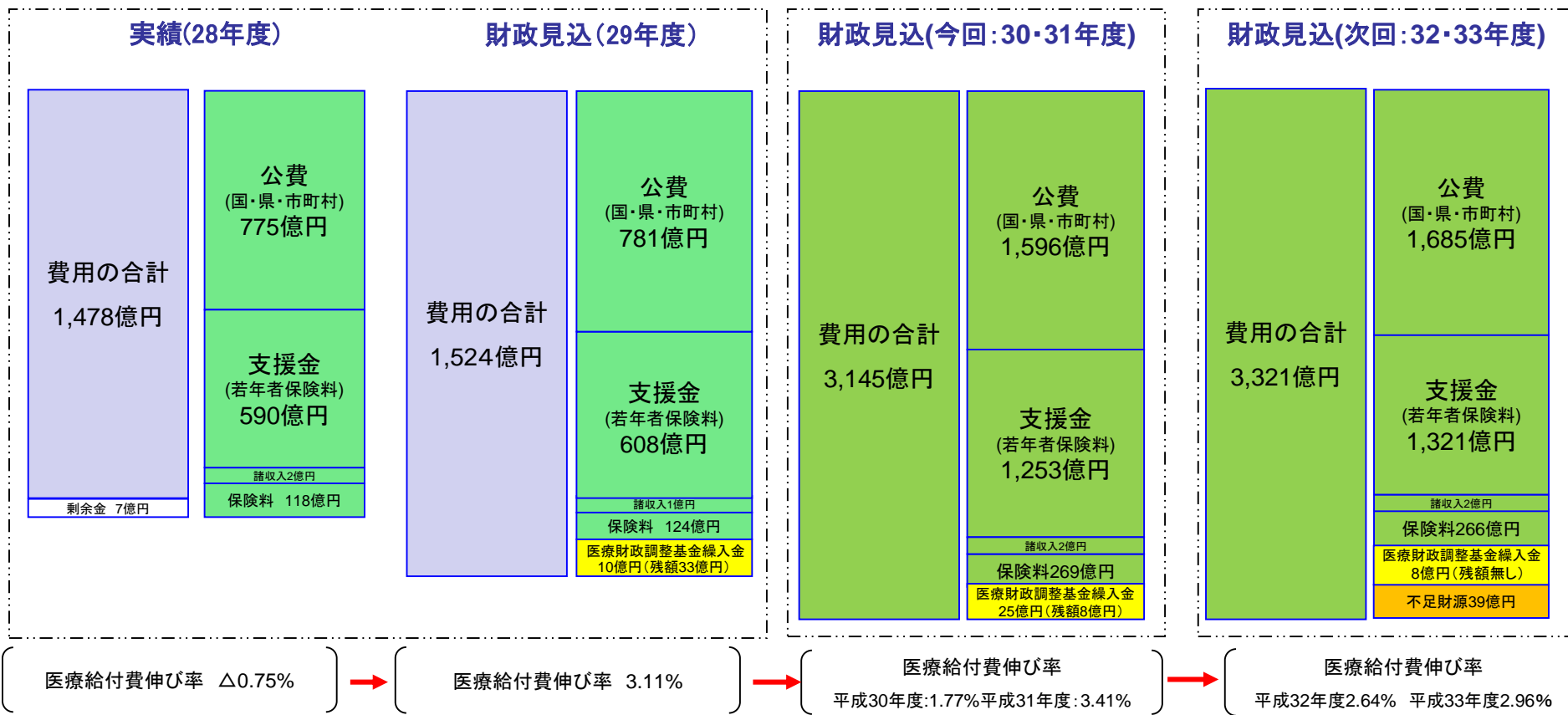
「給与所得」「年金所得」「その他所得」各々の平成28年度までの推移及び変動要素から伸び率を推計し、これに各所得金額の全体に占める割合を乗じて合算した数値を全体の伸び率として推計し、1人当たりの伸び率を平成30年度:0.10%、平成31年度:0.12%と見込みました。

4 予定収納率の考え方

現年度分収納率について、平成23年度までは99.3%台以下でしたが、平成24年度以降は平成24年度[99.51%]、平成25年度[99.54%]、平成26年度[99.50%]、平成27年度[99.51%]、平成28年度[99.54%]と99.5%台で推移しています。近年の状況を踏まえ、平成30年度以降も99.5%台の収納率は維持できるものと見込み、予定収納率を99.50%としました。

4 今回及び次回の財政期間における 財政運営の見込み

現行の保険料率で算定した場合の、財政運営の見込みは次のとおりです。



① 医療給付費の伸び率をもとに歳入・歳出を試算しました。

② 平成30・31年度は「2 保険料率の試算条件①」及び「3 保険料率の試算条件②」に記載した伸び率等を使用して算出しました。

③ 平成30・31年度は、医療財政調整基金繰入金25億円を活用することで、現行の保険料率を維持することができますが、平成32・33年度においては、医療財政調整基金の残額8億円を活用しても、39億円の財源不足が見込まれます。

5 平成30・31年度の保険料率

～医療財政調整基金を活用し、平成30・31年度は現行の保険料率を維持する～

1 剰余金・財政安定化基金積立て及び活用額見込み

各年度の剰余金・財政安定化基金積立て・活用額の見込みは次のとおりです。

単位：千円

内訳	A:平成28年度末残額	B:平成29年度積立・活用額	C:平成29年度末残高	D:平成30・31年度積立・活用額	E:平成31年度末残額	F:平成32・33年積立・活用額	G:平成33末残額
剰余金・医療財政調整基金	4,258,044	△963,862	3,294,182	△2,460,034	834,148	△834,148	0
財政安定化基金	1,198,379	189,524	1,387,903	372,785	1,760,688	△1,300,000	460,688
計	5,456,423	△774,338	4,682,085	△2,087,249	2,594,836	△2,134,148	460,688

※ 剰余金・財政安定化基金のBは過去の実績値をもとに推計しました。D、Fについては、算定シートで算出された推計額をもとに推計しました。

2 医療財政調整基金活用または未活用の場合の増加率比較

1をもとに、医療財政調整基金を活用した場合と未活用の場合の料率を算出し、現行料率と比較しました。

内訳	A 現行料率 (平成29年度)	B 財政調整基金活用有 (平成30・31年度)	C 財政調整基金活用無 (平成30・31年度)	増減 (B - A)	増減 (C - A)	D:財政安定化基金活用有 (平成32・33年度)	E:財政安定化基金活用無 (平成32・33年度)	増減 (参考D - A)	増減 (参考E - A)
均等割額	38,000円	38,000円	41,476円	0円	3,476円	41,617円	43,257円	3,617円	5,257円
所得割率	7.36%	7.36%	8.13%	0%	0.77%	8.16%	8.53%	0.80%	1.17%
軽減後一人あたり保険料額	40,863円	43,240円	47,167円	2,377円 (5.82%増)	6,304円 (15.43%増)	47,317円	49,179円	6,454円 (15.79%増)	8,316円 (20.35%増)
上記月額	3,405円	3,603円	3,931円	198円	526円	3,943円	4,098円	538円	693円

※D及びEについては、料率抑制財源として医療財政調整基金8億円を使用できることとして試算しました。

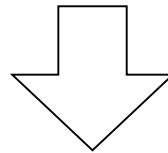
6 結論及び今後について

～今回の試算結果と次回改定時の保険料増加抑制財源の活用について～

1 試算結果

- ① 平成30・31年度は、医療財政調整基金(25億円)を保険料増加抑制財源として活用することで、保険料率を据え置くことができるという試算結果になりました。また、財政安定化基金の活用は見込んでいません。
- ② 平成30・31年度の保険料率を据え置くこととして医療財政調整基金を活用した場合は、平成32・33年度で39億円の財源不足が見込まれます。
- ③ 平成30・31年度に医療財政調整基金25億円を活用し、制度改正等を反映して、試算した結果は、次のとおりです。

一人当たり保険料額	: 43,240円
均等割額	: 38,000円
所得割率	: 7.36%



2 結論

- ① 平成30・31年度は、現行の保険料率を維持します。
- ② 次期改定時(平成32・33年度)に、保険料率の引き上げが見込まれます。
このため、財政安定化基金を今後も継続して積み立て、次期改定時に保険料増加抑制財源として活用するよう県と協議します。
なお、平成31年度末時点で剰余金が見込まれる場合は、保険料増加抑制財源として活用します。